

## 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の開始に伴う「大磯町こども計画」の見直しについて

No.	変更箇所	変更内容	変更理由
①	・ 37 ページ ・ 44 ページ	第4章の「4 地域子ども・子育て支援事業」から「乳児等通園支援事業【こども誰でも通園制度】」を削除	乳児等通園支援事業の法律上の位置付けが「地域子ども・子育て支援事業」から「乳児等のための支援給付」に変更となるため。
②	・ 目次（項4、5、6） ・ 37 ページ（項4） ・ 49 ページ（項5、項6）	以下の3項の項番号を1つずつ繰下げ 「4 地域子ども・子育て支援事業」 → 項5 「5 放課後児童対策パッケージ」 → 項6 「6 任意記載事項」 → 項7	①の変更に伴い、新たに項を設け、乳児等のための支援給付に関する事項を追加するため。
③	・ 37 ページ（新規追加）	第4章に新たに「4 乳児等のための支援給付」の項を追加 【別紙】	令和8年度から乳児等のための支援給付が創設され、基本指針でこの給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項の記載が必須とされたため。

## &lt;備考&gt;

※ 乳児等通園支援の「量の見込みと提供体制確保の内容及びその実施時期」の内容については、現行計画から変更はありません。

## 4 乳児等のための支援給付

### ● 乳児等のための支援給付【こども誰でも通園制度】

乳幼児期

すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルにかかわらずの支援を強化するため、就労の有無にかかわらず、0歳6か月から満3歳未満の保育所などを利用していないこどもを、保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点などで預かる「乳児等通園支援」を行う事業です。町では令和8年度から実施予定としています。

#### 【量の見込み・確保方策】

国の示す算出方法にもとづき、未就園児全員が最大 10 時間利用した場合の月の必要定員数を算出しています。

指標		令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (必要定員数)	0歳児	—	3人/月	3人/月	3人/月	3人/月	3人/月
	1歳児	—	5人/月	5人/月	4人/月	4人/月	4人/月
	2歳児	—	5人/月	4人/月	3人/月	3人/月	3人/月
確保方策 (必要定員数)	0歳児	—	—	3人/月	3人/月	3人/月	3人/月
	1歳児	—	—	5人/月	4人/月	4人/月	4人/月
	2歳児	—	—	4人/月	3人/月	3人/月	3人/月

#### 【確保方策の内容】

令和8年度の事業開始に向けて、受入れ体制の確保などの準備を進めます。

#### 【乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び推進体制の確保】

地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備します。

幼稚園における満3歳児クラスの活用を促進し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援します。